

自衛権行使の新3要件

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

「立法事実」とは

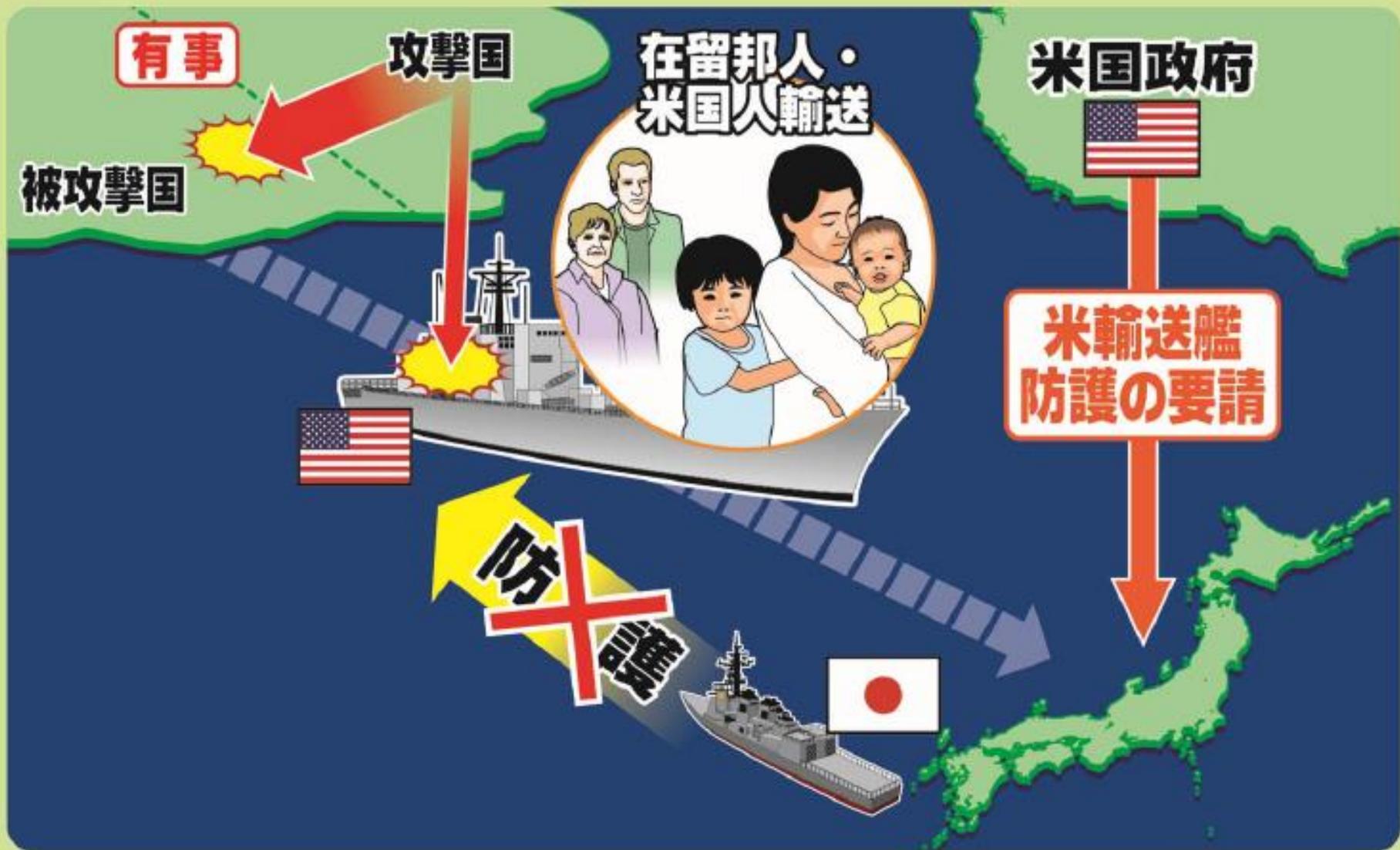
りっぽう-じじつ【立法事実】

法律の必要性を根拠付ける社会的、経済的な事実。 立法目的の合理性及びそれと密接に関連する立法の必要性を裏付ける事実のみでなく、立法目的を達成するための手段が合理的であることを基礎付ける事実も含まれる。

出典：有斐閣『法律用語辞典（第4版）』

編集執筆 法令用語研究会 代表 **横畠裕介**

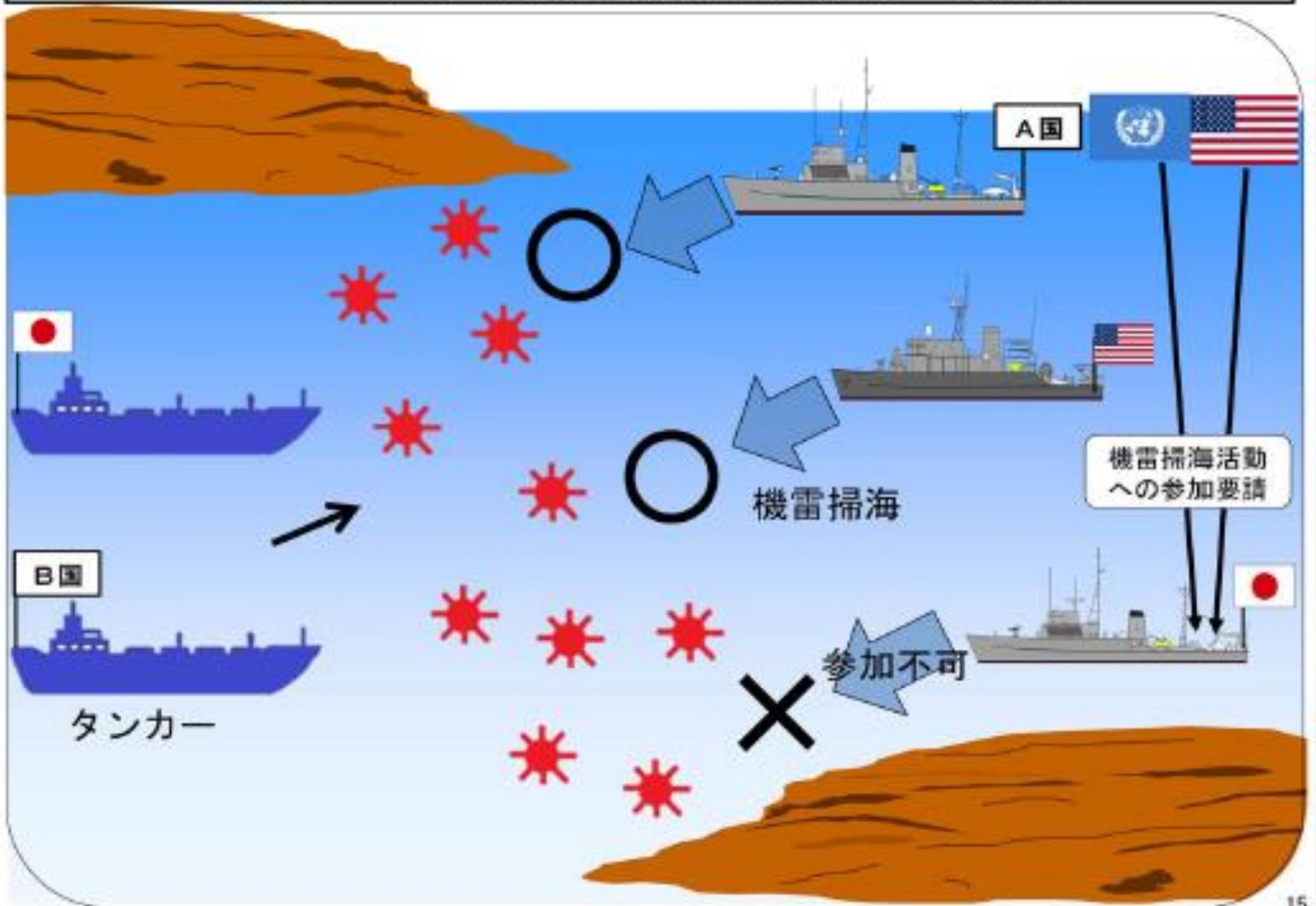
邦人輸送中の米輸送艦の防護



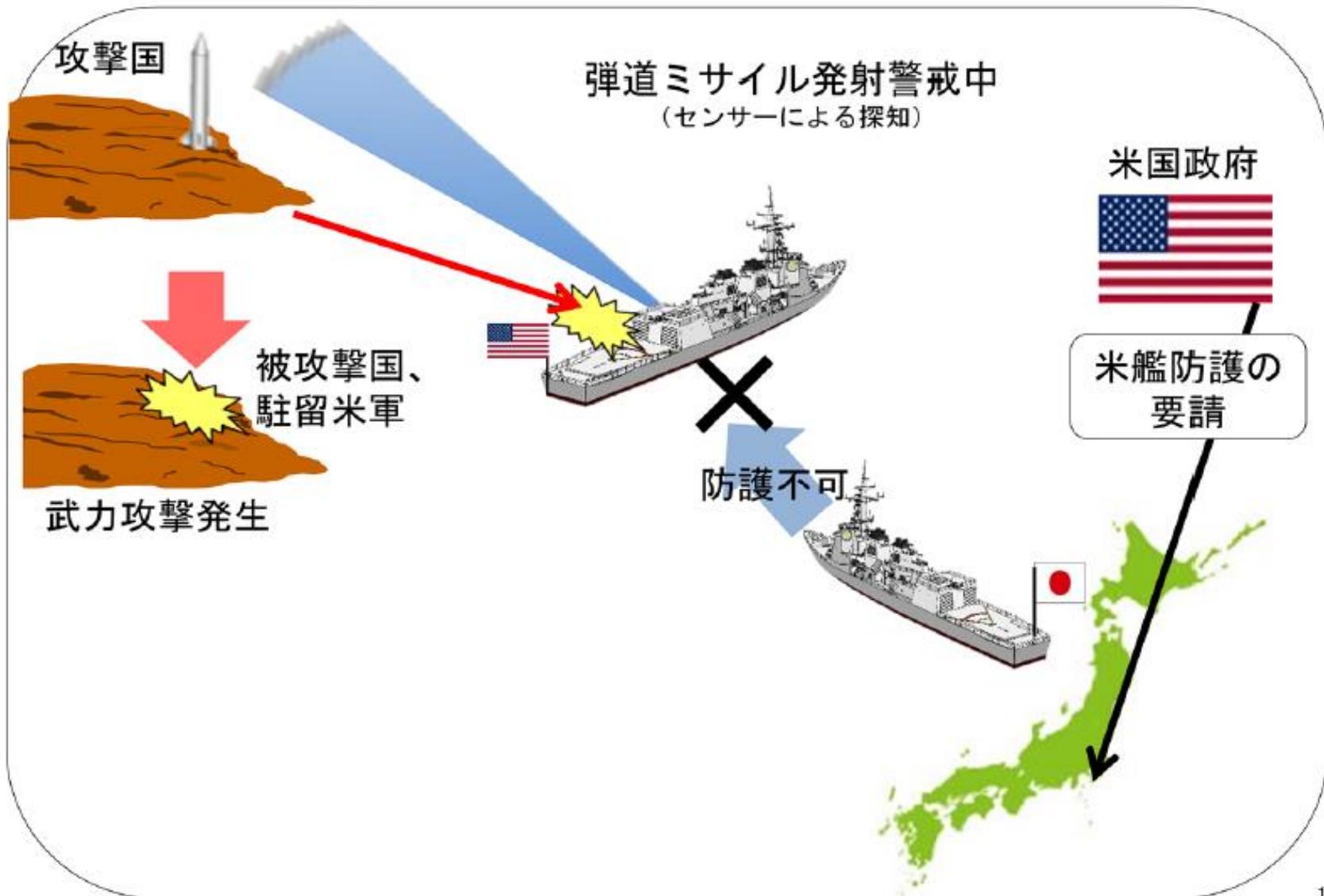
出典：首相官邸HP 5月15日安倍総理記者会見使用パネル

平成26年10月16日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

事例14：国際的な機雷掃海活動への参加



事例12：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護



出典：政府の15事例集

平成26年10月16日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

「日米同盟が崩壊する」という主張の虚妄

実は、日米安保条約第3条に「日本は米国のために集団的自衛権の行使をしなくてよい」と明文で締結されている。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

閣議決定前の解説



閣議決定後の解説

○第3条

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

○第3条

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。 **(※「集団的自衛権…」という文言が削除されている!)**

7.1閣議決定における 「平和主義」等の切り捨てによる「論理のすり替え」

1972年政府見解

(前略) 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が.....平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、.....国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止（や）むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

7.1閣議決定

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。

一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

自衛隊員の服務の宣誓

宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」 1954年6月2日参議院本会議

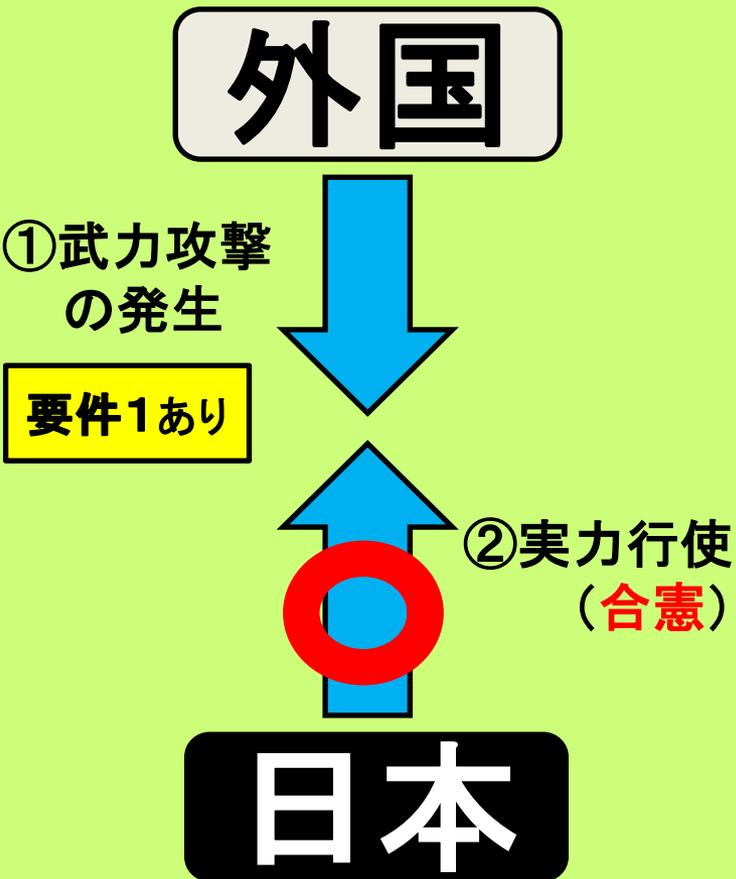
じょうしょう

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが
国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを
行わないことを、茲に更めて確認する。 右決議する。」

第163回閉参イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する
特別委員会平成17年12月12日における安倍晋三国務大臣答弁

○国務大臣（安倍晋三君） ……基本的にそのときの恐らく
院の意思としては、海外に派遣をして、そしてこの自衛隊が
言わば武力行使をするということを念頭に置いているのでは
ないかと、このように思います。

個別的自衛権



集团的自衛権

